年　　月　　日

田原本町長寿介護課　殿

申請者

事業所名

氏　　名

例外給付申請におけるサービス先行となる理由書

　(対象者)　　　　　　様の、(例外給付の名称)　　　　　　　　　　　　　　　　　の事務手続きに関して、下記の理由のためサービス先行となったため理由書を提出します。

記

該当する理由に、○をつけてください。

１.　急を要し、サービス先行となる相当な理由があったため（以下に相当な理由）

(記載例)　 対象者の状態の急変などで急を要したため

２.　家族や本人の都合がつかずサービス担当者会議の開催が遅れたため

３.　介護認定の判定が、サービス開始日より後になったため

４.　その他の理由により事務手続きが遅滞したため(以下にその他の理由)

　　その他の理由：

５.　例外給付の事務手続きを失念していたため

備考：

サービス先行となる可能性がある場合はサービス開始前に、必ず長寿介護課介護保険係と事前相談を行ってください。

サービス先行の理由が2～４の場合で事前相談が無い場合は、申請された例外給付を承認しない場合があります。５の場合は、基本的に例外給付を認めません。

以上

【田原本町記載欄】

事前相談の有無　　　　　　　　 ：　　　　　　有　　　　無

初回サービス利用日　　　　　　 ：　　　年　　月　　日

有の場合 初回事前相談日　　　　：

 事前相談対応者職員氏名：

無の場合 事前相談がなかった理由：